

多気町国土強靱化地域計画

令和3年3月 作成

令和4年3月 改訂

多 気 町

目 次

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 策定の背景・目的等	1
2 基本的な考え方	2
3 町の各種計画等との関係	3

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等	3
2 想定するリスク	4
3 目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）の設定	4
4 「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	8
6 脆弱性評価の結果	8

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針	9
--------------	---

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進と見直し	10
-------------------	----

(別紙1) リスクシナリオ別脆弱性評価結果・推進方針・重要業績指標 (KPI) 一覧	11
--	----

(別紙2) リスクシナリオ別「個別の事業」一覧	28
-------------------------------	----

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 策定の背景・目的等

(1) これまでの経緯

- 平成25年12月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」と表記します。）が成立・施行されました。

[国土強靱化]

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

[国土強靱化の基本方針]

- ・ 人命の保護が最大限図られること
 - ・ 政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなること
 - ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
 - ・ 迅速な復旧復興に資すること
- 等

- 国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記します。）を閣議決定しました。
- 国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であり、国の基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要です。
- 本町においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっています。
- このようなことから、本町においても、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、多気町国土強靱化地域計画（以下、「町の地域計画」と表記します。）を策定すること

としました。

2 基本的な考え方

(1) 策定の方向性

- 国土強靱化基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画と調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、町の地域計画は、国の基本計画及び三重県国土強靱化地域計画（以下、「県の地域計画」と表記します。）を基にして策定しました。

- 国の基本計画の計画期間は設定されていませんが、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととされており、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月に見直しが行われました。

県の地域計画は、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとして、平成27年7月に概ね10年先を見据えた計画として策定され、策定から約5年を経て、近年の大規模自然災害の経験や教訓、国土強靱化のイノベーションを踏まえるとともに、平成30年12月に見直された国の基本計画との調和を図るために、中長期的な取組の方向性を示す指針として、令和2年10月に、概ね5年先を見据えて見直しが行われました。

町の地域計画は、県の地域計画に倣って、概ね5年先を見据えて策定しました。今後も、必要に応じて、国の基本計画及び県の地域計画の見直し等にあわせて内容を見直すこととします。

- 町民生活・町民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、国の基本計画では、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が危惧されることや、ひとたび大規模な自然災害が発生すれば、甚大な被害が広範囲に及ぶことから、まずは対象リスクを大規模自然災害としています。

本町においては、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、平成29年の台風第21号をはじめ台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、国の基本計画及び県の地域計画と同様、対象リスクを大規模自然災害として設定します。

(2) 計画の推進・進行管理

- 国は、直近の自然災害で、インフラの機能確保に関して問題点が明らかになった事象に対して、電力や空港など国民経済・生活を支え、国民の生命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるよう、全国で「重要インフラの緊

急点検」を実施し、平成 30 年 11 月に点検結果と対応方策をとりまとめました。また、この点検結果及び対応方策のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、防災のための重要インフラ等及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3 年間で集中的に実施することとし、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（以下、「3 か年緊急対策」と表記します。）を平成 30 年 12 月に閣議決定しました。

本町においては、「自助」「共助」「公助」の力を結集し、ソフト、ハードの両面から防災・減災、国土強靱化対策を強化するため、関係府省庁及び県の支援等を活用し、町の地域計画に基づき実施される取組等を進めてまいります。

- 国及び県においては、国土強靱化を国のリスクマネジメントとして捉えて、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを繰り返しながら取組を進めることとしています。

町の地域計画に基づく国土強靱化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させていくこととします。

3 町の各種計画等との関係

- 町の地域計画の対象リスクは大規模自然災害としており、主に想定される自然災害は地震及び風水害であることから、町の地域計画の策定にあたっては、「多気町地域防災計画」をはじめとするこれらの防災・減災対策に係る計画等を踏まえた内容としています。

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等

- 国の基本計画においては、平成 30 年 6 月に国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に基づき、施策分野ごとに脆弱性評価を実施しています。

具体的には、(1) 国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクを設定したうえで、(2) 達成すべき国土強靱化の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の 2 種類）や、(3) その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、(4) リスクシナリオごとに現状の施策（取組）について総合的な評価を行っています。

〔個別施策分野〕

- 1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等、
- 2) 住宅・都市、

- 3) 保健医療・福祉、4) エネルギー、5) 金融、6) 情報通信、
- 7) 産業構造、8) 交通・物流、9) 農林水産、10) 国土保全、11) 環境、
- 12) 土地利用（国土利用）

[横断的分野]

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、
- D) 老朽化対策、E) 研究開発

- 県の地域計画においては、国の方法に準じて脆弱性評価を行っています。
- 町の地域計画においては、国及び県の方法に準じて脆弱性評価を行います。
まず、(1) 町民生活・町民経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定したうえで、(2) 達成すべき目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の2種類）や、(3) その目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば町に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、(4) そのリスクシナリオごとに現状の取組を評価します。

2 想定するリスク

- 第1章の「2 基本的な考え方」で示したとおり、町民生活・町民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等によるものも想定されますが、本町においては、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉え、脆弱性評価を行いました。

3 目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）の設定

(1) 国の基本計画の「基本目標」

- 国土強靱化基本法では、次に掲げる基本方針に基づき、国土強靱化を推進するものとされており、国の基本計画においては、これらを「基本目標」として設定しています。
 - ・人命の保護が最大限図られること
 - ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・迅速な復旧復興

(2) 国の基本計画の「事前に備えるべき目標」

○ 国の基本計画の見直しにあたって、平成30年8月に行われた脆弱性評価においては、これらの「基本目標」を、大規模自然災害を想定して具体化し、次の8つを「事前に備えるべき目標」として設定しています。

- ・ 直接死を最大限防ぐ
- ・ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ・ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ・ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ・ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ・ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ・ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ・ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 県の地域計画の「基本目標」と「事前に備えるべき目標」

○ 県の地域計画の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）は、県の地域特性を踏まえつつ、国の基本計画との調和を図るため、「基本目標」は次のとおりとするとともに、「事前に備えるべき目標」は国の基本計画で設定された上記8つの目標と同じものとしています。

- ・ 人命の保護が最大限図られること
- ・ 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

(4) 町の地域計画の「基本目標」と「事前に備えるべき目標」

○ 町の地域計画の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）は、本町の地域特性を踏まえつつ、国の基本計画及び県の地域計画との調和を図るため、「基本目標」は次のとおりとするとともに、「事前に備えるべき目標」は国の基本計画及び県の地域計画で設定された上記8つの目標と同じものとしします。

- ・ 人命の保護が最大限図られること
- ・ 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

4 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 国においては、8つの「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる事態として、45の「起きてはならない最悪の事態」（仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる事態）を設定しています。
- 県においては、国の基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の県の特性を踏まえて整理し、42の「起きてはならない最悪の事態」が設定されました。
- 町においては、国及び県において設定された「起きてはならない最悪の事態」を参考にして、本町の特性を踏まえて整理し、次のとおり33の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
	1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
			1-4 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
I. 人命の保護が最大限図られること	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱
			2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
II. 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3 基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-4 食料等の安定供給の停滞
			5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
IV. 迅速な復旧復興	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺	
		7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
		7-4 農地・森林等の被害による県土の荒廃	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる事態	
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	

5 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

- 国においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現在の状況で「起きてはならない最悪の事態」を回避することが可能か、不可能な場合は、何が足りないのかを分析するとともに、当該事態の回避（リスクの一部低減を含む）に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しています。

また、課題の分析、整理にあたっては、必要に応じ、他の主体（他府省庁、地方公共団体、民間事業者等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

- 本町における脆弱性評価については、国及び県の施策と同じような取組を本町でも実施している場合は、国及び県の脆弱性評価の方法を参考にして分析・評価するとともに、本町の実情を踏まえて本町独自の取組を進めている場合は、その取組等も評価の対象に含めました。

併せて、第1章の「3 町の各種計画等との関係」で示したとおり、町の各種計画等に記載された課題やそれらの課題を解決するための取組等も踏まえて評価を行いました。

6 脆弱性評価の結果

- 脆弱性評価の結果は別紙1のとおりです。

第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 推進方針

- 国においては、脆弱性評価結果に基づき、脆弱性評価を行うにあたり設定した12の個別施策分野と5つの横断的分野ごとに「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を示しています。

〔個別施策分野〕

- 1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等、2) 住宅・都市、
- 3) 保健医療・福祉、4) エネルギー、5) 金融、6) 情報通信、
- 7) 産業構造、8) 交通・物流、9) 農林水産、10) 国土保全、11) 環境、
- 12) 土地利用（国土利用）

〔横断的分野〕

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、
- D) 老朽化対策、E) 研究開発

- 県においては、国の基本計画での検討手法を参考にして、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針が決定されました。
なお、推進方針は、脆弱性評価結果との対比が簡易となるよう、また、推進方針に基づく事業の進捗状況のとりまとめが柔軟にできるよう、リスクシナリオごとに整理されています。
- 町においては、県の方法に倣って、リスクシナリオごとに整理しています。推進方針及び重要業績指標（KPI）は、別紙1のとおりです。
- リスクシナリオごとの推進方針に基づき実施する事業のうち、関連する個別の事業については、別紙2に記載します。

第4章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進と見直し

- 国土強靱化は、町の地域計画に基づく取組だけで実現できるものではなく、国の基本計画に基づく取組や県の地域計画に基づく取組とも連携させて、国土強靱化の取組を推進していくことが不可欠です。
- 国の基本計画は、国土強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしており、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっています。

町の地域計画は、第1章の「2 基本的な考え方」で示したとおり、概ね5年先を見据えた計画とし、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとして策定していますが、今後も、必要に応じて、国の基本計画及び県の地域計画の見直し等にあわせ、内容を見直すこととしています。
- 国においては、毎年度、国土強靱化に関する施策の進捗状況の把握等を行い、必要に応じて新しい施策等を追加する等、常に施策の最適化を図り、推進計画を見直すというPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回していくこととしています。
- 県においては、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」により、全ての事業等はPDCAサイクルを回しながら取り組んでおり、県の地域計画に基づく国土強靱化の取組についても、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させることとしています。
- 町においては、PDCAサイクルを回しながら、県に倣って、町の地域計画に基づく国土強靱化の取組について、毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映させることとします。

(別紙1)リスクシナリオ別脆弱性評価結果・推進方針・重要業績指標(KPI)一覧

目標1 直接死を最大限防く

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生						
脆弱性評価			推進方針			
避難場所等となるオープンスペースの確保						
大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。			大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。			
災害対策本部における体制の確保・強化						
多気町災害時配備体制について訓練等を通して検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるため、救助機関と連携した対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。			多気町災害時配備体制について訓練等を通して検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるため、救助機関と連携した対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。			
広域的な連携体制の構築						
防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県、近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る必要がある。			防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県、近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図る。			
継続的な防災訓練や防災教育等の推進						
家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。			家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。			
町民による自発的な防災活動の促進						
災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する必要がある。			災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画の策定を促進する。			
住宅・建築物等の耐震化						
住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。さらに、不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、耐震化を進めるとともに、大規模地震の発生時に備えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。加えて、宅地の耐震診断、耐震化を促進する必要がある。			耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。さらに、不特定多数の者が利用する物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、耐震化を進める。加えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、宅地の耐震診断、耐震化を促進する。			
沿道構造物の倒壊防止等						
避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する必要がある。			避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等を促進する。			
避難路等の整備						
大規模地震が発生した場合、町の避難計画に基づき、迅速かつ円滑な避難が行われるために、避難路等の整備に向けた支援を行う必要がある。また、避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行う必要がある。			町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行う。また、避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行う。			
学校施設の耐震化						
町立(学校組合立を含む。)小中学校については、平成17年度に耐震化が完了した。今後とも、非構造部材の耐震対策を進めていく必要がある。			町立(学校組合立を含む。)小中学校については、非構造部材の耐震対策を進めていく。			
KPI一覧						
指標名	単位	基礎値年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
学校における防災教育の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	R1		R5	1	町
1-2) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生						
脆弱性評価			推進方針			
浸水想定区域図の作成等						
町が管理する河川の浸水想定区域図の作成について検討する必要がある。			町が管理する河川の浸水想定区域図の作成について検討する。			

ハザードマップによるリスクの事前周知	
洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等を作成・更新し、住民に対し事前にリスクを周知する必要がある。	洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等を作成・更新し、住民に対し事前にリスクを周知する。
災害対策用機械等の操作人材の育成	
異常気象時等の防災・減災対策を迅速に行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練等に職員を派遣し、操作技術を習得させる必要がある。	異常気象時等の防災・減災対策を迅速に行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練等に職員を派遣し、操作技術を習得させる。
職員の人材育成	
「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう訓練を実施する必要がある。	「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう訓練を実施する。
町民による自発的な防災活動の促進	
身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自発的な防災活動を促進する必要がある。	身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自発的な防災活動を促進する。
情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	
災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する必要がある。また、町民の迅速な避難行動を促すため、メールやSNSなど情報提供手段の多重化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要がある。	災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する。また、町民の迅速な避難行動を促すため、メールやSNSなど情報提供手段の多重化、情報提供サービスの普及促進に取り組む。
総合的な治水対策の推進	
「水防災意識社会の再構築」に向けて、引き続きソフト・ハード対策を一体的・計画的に進めるとともに、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する必要がある。	「水防災意識社会の再構築」に向けて、引き続きソフト・ハード対策を一体的・計画的に進めるとともに、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進する。
河川の整備	
河道掘削や堤防、護岸等の整備・機能強化等の対策等を進める必要がある。	河道掘削や堤防、護岸等の整備・機能強化等の対策等を進める。
河川堆積土砂の撤去	
河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める必要がある。	河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める。
河川・砂防施設の点検と対策	
河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。	河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	推進方針
適切な災害情報の提供	
災害による被害を最小限にとどめるためには、被災状況を正確かつ迅速に把握する必要がある。あわせて、町民に対し、適切に情報を発信する必要がある。	災害による被害を最小限にとどめるためには、被災状況を正確かつ迅速に把握する。あわせて、町民に対し、適切に情報を発信する。
警戒避難体制整備等のソフト対策	
町における土砂災害ハザードマップの作成や避難指示等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備支援を推進する必要がある。また、町民の自主的な避難につなげるため、土砂災害に関する危険情報の入手手段等を周知する必要がある。	町における土砂災害ハザードマップの作成や避難指示等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を支援する。また、町民の自主的な避難につなげるため、土砂災害に関する危険情報の入手手段等を周知する。
町民による自発的な防災活動の促進	
身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自発的な防災活動を促進する必要がある。	身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自発的な防災活動を促進する。
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携	
国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCEとの連携強化を進める必要がある。	国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCEとの連携強化を進める。
宅地災害予防対策の推進	
がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う必要がある。	がけ崩れや土砂の流出に伴う周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、1ha以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う。

土砂災害防止施設の整備	
土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。	土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する。
土砂災害警戒区域等の指定	
土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了した。今後は、町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、二巡目以降の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。	土砂災害のおそれのある区域について、町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、二巡目以降の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。
ため池の耐震化等	
農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する必要がある。	農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。
治山施設の整備、自然と共生した森林づくり	
森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、土砂や流木による被害を防止するための治山ダムの設置や公益的機能の発揮を促す間伐等の森林整備を進める必要がある。また、森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。	森林が持つ土砂流出防止等の防災機能を発揮させるため、山腹崩壊等の復旧と予防対策を進めるとともに、土砂や流木による被害を防止するための治山ダムの設置や公益的機能の発揮を促す間伐等の森林整備を進める。また、森林整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

1-4) 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	推進方針
情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	
災害発生時には公共土木施設や建築物の被災状況を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要である。また、防災行政無線についても適正に維持管理している必要がある。さらに、情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に引き続き取り組む必要がある。	災害発生時には公共土木施設や建築物の被災状況を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていく。また、防災行政無線についても適正に維持管理していく。さらに、情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に引き続き取り組む。
災害対策本部における体制の確保・強化	
多気町災害時配備体制について訓練等を通して検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるため、救助機関と連携した対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。	多気町災害時配備体制について訓練等を通して検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるため、救助機関と連携した対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。
交通渋滞の回避	
発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。	発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。
避難体制整備の支援	
避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。	避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる警戒避難体制整備の支援を推進する。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
脆弱性評価	推進方針
物資輸送ルート(陸路)の確保	
災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、国道や県道の整備促進を図るとともに、国道や県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。また、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。さらに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。	災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、国道や県道の整備促進を図るとともに、国道や県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める。また、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を推進する。さらに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。
物資輸送ルート(空路、海路)の確保	
陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの離着陸場や燃料の確保対策など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。	陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの離着陸場や燃料の確保対策など、緊急輸送体制の整備を進める。
迅速な道路啓開の態勢整備	
国、県、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の体制構築を推進する必要がある。	国、県、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の体制構築を推進する。

燃料の備蓄の促進		災害対応活動に必要なガソリンや軽油などの燃料を安定的に確保する必要がある。		災害対応活動に必要なガソリンや軽油などの燃料を安定的に確保する。		
民間物流施設等の災害対応力の強化		企業防災人材の育成、事業継続計画(BCP)の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する必要がある。		企業防災人材の育成、事業継続計画(BCP)の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。		
各家庭における備蓄量の確保		発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。		発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。		
県、近隣他市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築		被災者への支援を効果的かつ迅速に実施するため、人的・物的支援を受け入れる体制づくりを進めるとともに、民間事業者とも協定を締結するなど連携を深める必要がある。		被災者への支援を効果的かつ迅速に実施するため、人的・物的支援を受け入れる体制づくりを進めるとともに、民間事業者とも協定を締結するなど連携を深める。		
交通渋滞の回避		交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に適時に到達できない事態を回避するため、緊急輸送路等の啓開とともに、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進めていく必要がある。 また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の皆さんの理解と協力を促していく必要がある。なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AIカメラやデジタルサイネージ等、新たなICTを活用する必要がある。		交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に適時に到達できない事態を回避するため、緊急輸送路等の啓開とともに、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。 また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の皆さんの理解と協力を促す。なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AIカメラやデジタルサイネージ等、新たなICTの活用を推進する。		
水道施設の耐震化等		大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める必要がある。「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県内各市町の応急給水体制(給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等)について、事前に情報の共有を図る必要がある。		大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設の耐震化を進める。「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県内各市町の応急給水体制(給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等)について、事前に情報の共有を図る。		
KPI一覧						
指標名	単位	基礎値年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
防災訓練等にて啓発活動の実施	啓発活動回数	R2	2回/年	R5	2回/年	町
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生						
脆弱性評価			推進方針			
緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備						
災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。また、緊急時の救助・救援を担う国道及び県道の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。さらに、地震による地域の孤立を防ぐため、避難に資する道路の橋梁耐震化を推進する必要がある。加えて、災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく必要がある。			災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。また、緊急時の救助・救援を担う国道及び県道の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。さらに、地震による地域の孤立を防ぐため、避難に資する道路の橋梁耐震化を推進する。加えて、災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備を整備する。			
拠点となる指定避難所の機能強化への支援等						
災害時の拠点となる指定避難所の機能強化を推進する必要がある。			災害時の拠点となる指定避難所の機能強化を推進する。			
災害発生時に避難路となる林道及び農道の整備						
農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる林道及び農道の整備を進める必要がある。			農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる林道及び農道を整備する。			
土砂災害防止施設の整備						
土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。			土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する。			
民間備蓄等との連携						
災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。			災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。			

被災による機能低下の回避	
大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、多気町業務継続計画(BCP)の実効性を確保していく必要がある。	大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、多気町業務継続計画(BCP)の実効性を確保していく。
災害情報の収集・活用	
被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やドローンなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。	被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やドローンなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。
雨量規制区間の代替ルートの確保	
台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する必要がある。	台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
脆弱性評価	推進方針
常備消防の充実強化	
消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する必要がある。	消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する。
消防団員等の人材育成	
災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織による活動を支援していく必要がある。	災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。また、自主防災組織による活動を支援していく。
合同訓練等の実施	
住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題に応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。	住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題に応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る。
情報通信機能の耐災害性の強化	
非常時の通信手段の一つとして整備している防災行政無線の維持管理を適切に実施していく必要がある。特に、老朽化しつつある設備については、計画的に更新していく必要がある。	非常時の通信手段の一つとして整備している防災行政無線の維持管理を適切に実施していく。特に、老朽化しつつある設備については、計画的に更新していく。
広域連携の強化	
災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、他市町、関係機関との訓練を通じた連携強化、町内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。	災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、他市町、関係機関との訓練を通じた連携強化、町内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める。
住宅・建築物の耐震化等	
住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
脆弱性評価	推進方針
災害時の石油類燃料の確保	
災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。	災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。
インフラの整備・保全	
エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。	エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱	
脆弱性評価	推進方針
観光地の防災対策	
観光事業者や観光関係団体等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。	観光事業者や観光関係団体等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
脆弱性評価	推進方針
インフラの着実な整備・保全	
災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。また、緊急時の救助・救援を担う国道及び県道の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。	災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進するとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。また、緊急時の救助・救援を担う国道及び県道の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。
交通渋滞の回避	
交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に適時に到達できない事態を回避するため、緊急輸送路等の啓開とともに、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進めていく必要がある。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の皆さんの理解と協力を促していく必要がある。なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AIカメラやデジタルサイネージ等、新たなICTを活用する必要がある。	交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に適時に到達できない事態を回避するため、緊急輸送路等の啓開とともに、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の皆さんの理解と協力を促す。なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AIカメラやデジタルサイネージ等、新たなICTの活用を推進する。
医療リソースの需要軽減	
相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。	相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく。
介護保険施設の相互支援協定の締結促進	
災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する必要がある。	災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう、相互支援協定の締結を促進する。
医療に必要な水の確保	
医療機関に対し、優先的に水を確保する等の協力体制を構築していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。	医療機関に対し、優先的に水を確保する等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
被災時の適切な活動体制の整備・人材育成	
被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。	被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
住宅・建築物等の耐震化	
そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む必要がある。	住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む。
2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
脆弱性評価	推進方針
避難者の感染症対策	
避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の感染症発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。	避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の計画を検討する。
感染症の拡大・まん延期における避難対策	
新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う必要がある。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保しておく必要がある。	新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材を確保しておく。
水害対策の推進	
屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。	屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく。
衛生管理に必要な物品の確保	
避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。	避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

住宅・建築物等の耐震化	
住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。	住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。
感染症の発生・まん延防止	
感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進し、予防接種以外にも平時からできる感染症対策や避難所での感染症対策の周知を町民へ図る必要がある。また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築しておく必要がある。	感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進し、予防接種以外にも平時からできる感染症対策や避難所での感染症対策の周知を町民へ図る。また、消毒や害虫駆除を行うための体制等を構築する。
医療活動を支える取組の推進	
医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。	医療活動を支える取組を着実に推進する。
下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新・拡充	
大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。	大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

KPI一覧

指標名	単位	基礎値年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
避難所外避難者対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた三重県避難所運営マニュアルの利用	避難所ごとの運営マニュアルを策定する	R2		R6	指定避難所数	町
三重県災害時保健師活動マニュアルの活用	マニュアルを活用した研修・演習や訓練を行う	R2	年1回	R6	年1回以上	町
保健師活動マニュアルの作成	保健師活動マニュアルを作成・見直しを行う。	R2	1回	R6	年1回以上	町

2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	推進方針
避難所における良好な生活環境の確保	
避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく必要がある。	避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策などの非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化する。
要配慮者への対応	
避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。	避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。
町民による自発的な防災活動の促進	
地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。	地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
避難所における必要物資の確保	
避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。	避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
避難所以外での避難者に対する支援	
車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、しくみを構築する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を必要とする。さらに、特別養護老人ホーム等介護施設への入所者は一般避難所への避難が非常に困難であることを踏まえ、入所中の施設において生活が維持できるよう必要な施設設備を充実させる必要がある。	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁、県等との連携スキームを構築する。また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する。さらに、特別養護老人ホーム等介護施設への入所者は一般避難所への避難が非常に困難であることを踏まえ、入所中の施設において生活が維持できるよう必要な施設設備の充実を促進する。

防災拠点の耐震化	災害時に防災拠点となる庁舎等についても非構造部材の耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部が機能するよう各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。	災害時に防災拠点となる庁舎等についても非構造部材の耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
-----------------	---	---

被災者の生活支援に向けた取組	避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。	避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく。
-----------------------	---	--

被災者のケア体制の構築	主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。	主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、その他避難所生活の継続による健康障害、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、市町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
--------------------	--	---

避難所に対し迅速にトイレ機能を確保させるマンホールトイレの施設整備	災害時において防災拠点をはじめ、指定避難所に対し迅速にトイレ機能を確保させるマンホールトイレの施設整備を進める必要がある。	災害時において防災拠点をはじめ、指定避難所に対し迅速にトイレ機能を確保させるマンホールトイレの施設整備を進める。
--	---	--

避難所における必要物資の確保	断水となった避難所で必要となる水を供給するために給水車、給水タンク、応急給水装置、非常用給水袋等を整備する必要がある。また、応急給水等を迅速かつ確実に行うことができるよう、体制の確保・強化を図る必要がある。	断水となった避難所で必要となる水を供給するために給水車、給水タンク、応急給水装置、非常用給水袋等を整備する。また、応急給水等を迅速かつ確実に行うことができるよう、体制の確保・強化を図る。
-----------------------	---	---

KPI一覧						
指標名	単位	基礎値年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
避難所外避難者対策や要配慮者への配慮、女性の視点等を取り入れた三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用	福祉避難所運営マニュアルの作成	R2		R6	福祉避難所数	町
受援対応の準備	受援者が活動できるシートを作成する	R2	未作成	R6	作成	町
災害時の歯科口腔医療体制の整備	歯科医師会との災害協定を結ぶ	R2	協定なし	R6	協定締結	町

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性評価	推進方針
災害対策本部の体制整備等	
災害時に迅速な対応を行うことができるよう、訓練等を通してその検証を行う必要がある。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、必要な検討を進める必要がある。	災害時に迅速な対応を行うことができるよう、訓練等を通してその検証を行う。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、必要な検討を進める。
避難所での電力の確保	
電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。	電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。
周辺インフラの整備・保全	
町の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。	町の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

被災による機能低下の回避	
大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、多気町業務継続計画(BCP)の実効性を確保していく必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上で情報収集・伝達手段の確保等を図る必要がある。	大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、多気町業務継続計画(BCP)の実効性を確保していく。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上で情報収集・伝達手段の確保等を図る。
外部からの支援による業務継続体制の強化	
職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。	職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく。
災害対応力の向上	
平時から多気町地域防災計画の内容を理解し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図る必要がある。	平時から多気町地域防災計画の内容を理解し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図る。
町民による自発的な防災活動の促進	
地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民や自主防災組織の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。	地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民や自主防災組織の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
学校施設の耐震化	
町立(学校組合立を含む。)小中学校については、平成17年度に耐震化が完了した。今後とも、非構造部材の耐震対策を進めていく必要がある。	町立(学校組合立を含む。)小中学校については、非構造部材の耐震対策を進めていく。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
脆弱性評価	推進方針
長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持	
災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認を行い、災害発生時における非常通信機能を維持する必要がある。	災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況を踏まえ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認を行い、災害発生時における非常通信機能を維持する。
インフラの整備・保全	
電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する必要がある。	電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のため公共土木施設の節電対策を推進する。
土砂災害警戒区域等の指定	
土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了した。今後は、町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。	土砂災害のおそれのある区域が明らかになったことから、町の警戒避難体制を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を進める。
4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
脆弱性評価	推進方針
情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	
防災行政無線を適正に維持管理していく必要がある。さらに、メールやSNSなど情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に引き続き取り組んでいく必要がある。	防災行政無線を適正に維持管理していく。さらに、メールやSNSなど情報提供手段の多重化、多様化、情報提供サービスの普及促進に引き続き取り組んでいく。
情報通信機能の耐災害性の強化	
非常時の通信手段の一つとして整備している防災行政無線の維持管理を適切に実施していく必要がある。特に、老朽化しつつある設備については、計画的に更新していく必要がある。	非常時の通信手段の一つとして整備している防災行政無線の維持管理を適切に実施していく。特に、老朽化しつつある設備については、計画的に更新していく。
記憶媒体損失の回避	
システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。	システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。
道路の被災に起因する交通渋滞の回避	
道路の橋梁耐震化、法面対策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。	道路の橋梁耐震化、法面対策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
脆弱性評価	推進方針
企業における事業継続計画(BCP)策定の促進	
事業者等における自主的な防災対策を促すため、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。	事業者等における自主的な防災対策を促すため、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。
インフラの整備・保全	
道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。	道路の防災対策、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。
企業における事業継続計画(BCP)策定の促進	
事業者等における自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。	事業者等における自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。
企業による事業継続の取組促進	
企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、総合相談窓口等の体制を整える必要がある。	企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、地域の具体的な被害予測等のきめ細かな情報の提供を行うとともに、総合相談窓口等の体制を整える。
企業防災に関する人材育成	
中小企業・小規模企業による事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める必要がある。	中小企業・小規模企業による事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める。
5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
脆弱性評価	推進方針
燃料供給ルート(陸路)の確保	
災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進する必要がある。また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。さらに、発災後も社会経済活動を機能不全に陥らせないために、国道及び県道の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。	災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進する。また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。さらに、発災後も社会経済活動を機能不全に陥らせないために、国道及び県道の整備促進、町管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。
燃料供給ルート(空路・海路)の確保	
陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策や離着陸場の確保など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。	陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策や離着陸場の確保など、緊急輸送体制の整備を進める。
ライフラインに係る防災対策の推進	
災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する必要がある。また、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う必要がある。	災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する。また、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う。
自立・分散型エネルギーの導入促進	
再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。	再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。
企業における事業継続計画(BCP)策定の促進	
事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。	事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。

5-3) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
脆弱性評価	推進方針
発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備	
緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、国道や県道の整備促進を図るとともに、国道や県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める必要がある。また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある。さらに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化が必要である。	緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、国道や県道の整備促進を図るとともに、国道や県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期供用に向けた取組を進める。また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。さらに、国道や県道の未事業化区間の早期事業化を促進する。
輸送機関相互の連携・代替性の確保	
公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する必要がある。	公共交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討する。
的確な交通情報の提供	
万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。	万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく。
幹線交通分断の回避	
幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有を進めていく必要がある。	幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有を進めていく。

5-4) 食料等の安定供給の停滞	
脆弱性評価	推進方針
食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定	
事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、事業継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。	事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、事業継続計画(BCP)の策定を促進する。
食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の	
災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。	災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める。

5-5) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響						
脆弱性評価	推進方針					
広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進						
大規模災害時に速やかに復旧するために県が整備する広域的な応援体制に協力するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。	大規模災害時に速やかに復旧するために県が整備する広域的な応援体制に協力するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する。					
水道事業者間における連携の強化						
上水道、工業用水道の耐震化を進めるとともに、県や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。	上水道、工業用水道の耐震化を進めるとともに、県や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める。					
水道施設の機能強化						
老朽化が進む上水道、工業用水道に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。	老朽化が進む上水道、工業用水道に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。					
KPI一覧						
指標名	単位	基礎値年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
市町水道事業者の応急給水活動の連絡体制強化	情報伝達訓練実施回数	R2	1回/年	R6	1回/年	町

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電場所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
脆弱性評価	推進方針
災害からライフラインを守る事前伐採の推進	
倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める必要がある。	倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める。

自立・分散型エネルギーの導入促進	
エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	エネルギー供給源の多様化・分散化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	
脆弱性評価	推進方針
上水道、工業用水道施設の耐震化等	
大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道・工業用水道施設の耐震化を進める必要がある。	大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道・工業用水道施設の耐震化を進める。
広域的な応援体制の整備	
「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県内各市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る必要がある。	「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県内各市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。
上水道、工業用水道施設の洪水対策等	
上水道、工業用水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。	上水道、工業用水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

KPI一覧

指標名	単位	基礎値年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
配水池の耐震化	配水池の耐震適合率	R2	0.5956	R5	1	町
管路の耐震化	管路の耐震適合率	R2	0.1592	R31	0.3173	町
市町水道事業者の応急給水活動の連絡体制強化	情報伝達訓練実施回数	R2	1回/年	R6	1回/年	町

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
脆弱性評価	推進方針
農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進	
避難所等からの排水を受ける農業・漁業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を進める必要がある。	避難所等からの排水を受ける農業・漁業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を進める。
汚水処理施設（公共下水・農集施設）の耐震化対策	
汚水処理施設（公共下水・農集施設）の幹線及び緊急輸送道路等に埋設されている管路や処理場について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める必要がある。	汚水処理施設（公共下水・農集施設）の幹線及び緊急輸送道路等に埋設されている管路や処理場について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める。
汚水処理施設（公共下水・農集施設）の老朽化対策	
今後、老朽化の進行が見込まれる汚水処理施設（公共下水・農集施設）に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する必要がある。	今後、老朽化の進行が見込まれる汚水処理施設（公共下水・農集施設）に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。
下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新・拡充	
大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。	大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。
公共浄化槽への転換促進	
浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換と公共浄化槽へ促進する必要がある。	浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換と公共浄化槽への促進をする。

6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止	
脆弱性評価	推進方針
輸送機関の確保	
災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める必要がある。	災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める。
必要なインフラの整備・保全	
災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確保するため、地震・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、治山対策や施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。	災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確保するため、地震・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、治山対策や施設の老朽化対策を着実に進める。
落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策	
豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。	豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

道路啓開態勢の整備	
発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・建設企業との連携した訓練の実施や道路啓開基地の維持管理などの態勢整備を図る必要がある。	発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・建設企業との連携した訓練の実施や道路啓開基地の維持管理などの態勢整備を図る。
被災による機能低下の回避	
大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保し、実効性を確保していくとともに、装備資機材の充実強化を図る必要がある。	大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保し、実効性を確保していくとともに、装備資機材の充実強化を図る。

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全	
脆弱性評価	推進方針
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携	
大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。	大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。
関係機関との情報共有	
さまざまな情報システムを活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。	さまざまな情報システムを活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	推進方針
救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化	
消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る必要がある。	消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。
交通渋滞の回避	
大規模災害発生時に、自家用車による不要な外出で発生する渋滞を回避する必要がある。また、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。	大規模災害発生時に、自家用車による不要な外出で発生する渋滞を回避する。また、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。
住宅・建築物等の耐震化	
住宅・建築物の耐震化については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく必要がある。	住宅・建築物の耐震化については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進していく。
各種施設の耐震化等	
官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、公営住宅、医療施設、社会福祉施設等について、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める必要がある。	官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、公営住宅、医療施設、社会福祉施設等について、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める。
緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備	
道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる町道の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練していく必要がある。	道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路の橋梁耐震化、法面对策等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる町道の整備、緊急車両の進入路の整備等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。
避難場所等となるオープンスペースの確保	
大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。	大規模火災が発生した場合、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。
災害対策本部における体制の確保・強化	
訓練等を通して毎年度検証を行い、大規模火災の発生による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。	訓練等を通して毎年度検証を行い、大規模火災の発生による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。
広域的な連携体制の構築	
災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制の充実を図る必要がある。	災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制の充実を図る。
水道の耐震化等	
地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道、工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進めていく必要がある。	地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道、工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺	
脆弱性評価	推進方針
災害情報の収集・活用	
被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、ドローンなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。	被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、ドローンなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。
交通渋滞の回避	
大規模災害発生時に、自家用車による不要な外出で発生する渋滞を回避する必要がある。また、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。	大規模災害発生時に、自家用車による不要な外出で発生する渋滞を回避する。また、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。
交通におけるリダンダンシーの確保	
災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。	災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携	
国による支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。	国による支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。
沿道の建物倒壊対策	
県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。	県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。
住宅・建築物等の耐震化	
住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除却工事への支援を行う必要がある。また、不特定多数の者が利用する物販店舗等の大規模建築物について、国・県と連携し、耐震化を進める必要がある。	住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除却工事への支援を行う。また、不特定多数の者が利用する物販店舗等の大規模建築物について、国・県と連携し、耐震化を進める。
沿道構造物の倒壊防止等	
沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。	沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。
狭あい道路の整備促進	
大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する必要がある。	大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を行う事業を促進する。
7-3) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
脆弱性評価	推進方針
ハードとソフトを組み合わせさせた対策	
土砂災害対策、ため池の防災対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせさせた対策を行う必要がある。	土砂災害対策、ため池の防災対策などについて、ハードとソフトを適切に組み合わせさせた対策を行う。
救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実に向上	
震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく必要がある。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく必要がある。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。	震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
ため池の耐震化等	
農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する必要がある。	農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。
土砂災害警戒区域等の指定	
土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了した。今後は、町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。	土砂災害のおそれのある区域が明らかになったことから、町の警戒避難体制を強化するため、土砂災害警戒区域等の指定を進める。

土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施	
地滑り等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、町が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を住民に提供していく必要がある。	地滑り等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、町が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を住民に提供する。
森林の適正な管理や総合的かつ効果的な治山対策	
災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれの高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。	災害に強い森林づくりをめざして、航空レーザ測量の成果を生かしつつ、森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
7-4) 農地・森林等の被害による県土の荒廃	
脆弱性評価	推進方針
土砂災害防止対策等の推進	
土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。	土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。また、近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。
公園施設の整備・長寿命化の推進	
自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。	自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。
適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策	
森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や森林病虫害対策、基盤となる林道等の整備、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。	森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や森林病虫害対策、基盤となる林道等の整備、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
自然と共生した多様な森林づくり	
森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。	森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。
農山漁村における農業・林業等の生産活動の持続	
農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。	農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進方針
災害廃棄物の適正かつ迅速な処理	
発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、町で策定した災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める必要がある。	発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、町で策定した災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを行うとともに、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材の育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の周知などの取組を進める。
ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等	
広域連合も含めたごみ処理施設等について、老朽化対策とあわせ、自立稼働が可能な設備の導入等、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など災害対応力強化の促進を図る必要がある。	広域連合も含めたごみ処理施設等について、老朽化対策とあわせ、自立稼働が可能な設備の導入等、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など災害対応力強化の促進を図る。
災害廃棄物の広域輸送	
災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道などの大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について関係機関と検討する必要がある。	災害廃棄物の他地域自治体の受入協力にあわせ、貨物鉄道などの大量輸送特性を生かした災害廃棄物の広域輸送の実施について関係機関と検討する。

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる	
脆弱性評価	推進方針
緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携	
国の緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEとの連携強化を推進し、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る必要がある。	国の緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEとの連携強化を推進し、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。
地域のコミュニティ力の向上等	
農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要がある。	農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。
復興の事前準備	
被災後、迅速かつ確実に復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。	被災後、迅速かつ確実に復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく。
復興に向けた人材の確保	
復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次代の担い手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。	復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次代の担い手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
災害に対応できる人材の育成	
大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成が必要である。	大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等の育成を進める。
被災者の生活再建に向けた支援	
応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士のきずなを強めておく必要がある。	応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士のきずなを強めていく。
医療機関の耐災害性の強化	
医療の喪失が、町民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては町民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく必要がある。	医療の喪失が、町民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては町民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高めていく。
建設業界との応急復旧態勢の強化	
被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。	被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。
8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
脆弱性評価	推進方針
コミュニティ力を強化するための支援	
災害が起きた時の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。また、外国人住民は発災時に災害弱者であるとともに支援者にもなり得ることから、平時から防災訓練などを通じて関係性を構築しておく必要がある。	災害が起きた時の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく。また、外国人住民は発災時に災害弱者であるとともに支援者にもなり得ることから、平時から防災訓練などを通じて関係性を構築しておく。
地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備	
一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。また、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める必要がある。	一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく。また、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。
文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進	
文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。	文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。
文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承	
文化財の被害に備え、それを修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承が必要である。	文化財の被害に備え、それを修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承を支援する。

郷土資料館における被害の最小化	
郷土資料館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。	郷土資料館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブする。
8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	推進方針
建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持	
復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給体制の維持に向けた対策を進める必要がある。	復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給体制の維持に向けた対策を進める。
復興の事前準備	
被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備を検討する必要がある。	被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備を検討する。
被災者の生活再建に向けた支援	
被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて検討していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。	被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて検討していく。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく。
地籍調査の推進	
災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する必要がある。	地籍調査等により土地境界等を明確にしておくため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効果的・効率的に実施する。

(別紙2)リスクシナリオ別「個別の事業」一覧

個別の事業名	事業概要	基礎値 年度	目標 年度	事業主体
目標1 直接死を最大限防ぐ				
1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生				
多気町耐震改修促進計画				町
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる				
6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止				
多気地域水道施設耐震化・更新事業	多気地域の水道施設の耐震化・更新及び管路の耐震化	H30	R31	町
6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
機能強化対策事業	農業集落排水施設の通信設備及び機械設備等の機能強化	R1	R5	町
汚水処理施設マネジメント計画	汚水処理計画のロードマップの作成と公共下水道への接続検討	R1	R3	町
全体計画の見直し	上津田、外城田、矢田、土羽地区の公共下水への編入に伴う全体計画の見直し	R4	R5	町／県
都市計画決定の変更	上津田、外城田、矢田、土羽地区の公共下水への編入に伴う都市計画決定の変更	R6	R7	町
変更認可(都市計画法)	上津田、外城田、矢田、土羽地区の公共下水への編入に伴う都市計画法の変更の認可	R6	R7	町
変更認可(下水道法)	上津田、外城田、矢田、土羽地区の公共下水への編入に伴う下水道法の変更図書の作成	R8	R9	町／県
ストックマネジメント計画	公共下水道マンホールポンプ通信装置のクラウド化	R5	R6	町
農業集落排水施設統廃合	上津田の公共下水への接続工事	R9	R10	町
農業集落排水施設統廃合	外城田、矢田、土羽地区の公共下水への接続工事	R10	R15	町
公共浄化槽設置事業	老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換と公共浄化槽への促進	R2	R6	町
ストックマネジメント計画	公共下水道マンホールポンプの更新	R7	R10	町
6-4) 交通インフラの長期間にわたる機能停止				
橋梁長寿命化修繕計画				町
トンネル長寿命化修繕計画				町